

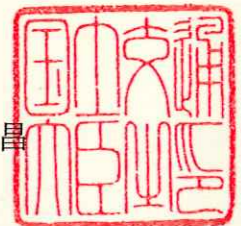
国海員第 1 9 7 号
令和 7 年 1 0 月 1 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 晶



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 8 8 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
寿海運株式会社	愛媛県大洲市長浜町仁久甲231番地
株式会社細川産業	青森県青森市勝田二丁目23番12号
ハマシップ株式会社	神奈川県横浜市中区常盤町一丁目2番1号
備後共同汽船株式会社	広島県福山市沼隈町大字常石1994番地の4